

渡部 純三 局長	<p>御起立願います。礼。御着席ください。</p>
寺井 克之 会長	<p>只今より、第 267 回総会を開会いたします。</p>
寺井 克之 会長	<p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p>
寺井 克之 会長	<p>続きまして、本日の議事録署名人には小野地区の和田委員と、浅海地区の原田委員のお二人にお願いいたします。</p>
寺井 克之 会長	<p>また、地元説明のため潮見地区の宮内光樹推進委員に御出席を願っています。</p>
寺井 克之 会長	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
寺井 克之 会長	<p>本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 10 号までの 10 件の議案が提出されております。それでは、議案第 1 号～第 3 号までを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
山岡 美明 副主幹	<p>それでは、議案第 1 号と議案第 2 号を御報告いたします。令和 7 年 9 月 27 日～令和 7 年 10 月 26 日までに専決処理した案件は第 1 号議案の 4 条届出が 6 件、第 2 号議案の 5 条届出が 14 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p>
山岡 美明 副主幹	<p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>
山岡 美明 副主幹	<p>引き続き、議案第 3 号を御報告いたします。</p>
山岡 美明 副主幹	<p>1 番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、平成 27 年 6 月 1 日に設定された賃借権です。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。</p>
山岡 美明 副主幹	<p>なお、解約後は第三者に売却するとしており、後ほど、4 号議案の「農地法第 3 条許可申請」において、御審議いただくこととなっております。</p>
山岡 美明 副主幹	<p>以上でございます。</p>
寺井 克之 会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p>
寺井 克之 会長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案内容を御説明いたします。御手元に審査基準1号から6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せてご覧ください。</p>

まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件3件を、一括にて御説明いたします。

5ページの2番、6ページの8番、8ページの13番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

なお、4番は、本人の都合により取下げとなりました。

それでは、その他の案件を御説明します。

1番は、譲受人は、農地約34アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番は、新規農業の案件です。

3番、譲受人は、農地約42アールを耕作する農家でございます。

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番は、取下げとなりました。

5番、6番は、譲受人が同一ですので、一括して御説明いたします。

5番、6番の譲受人は、農地約960アールを耕作する農地所有適格法人でございます。

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約114アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番は、新規農業の案件です。

9番、10番は、譲受人が同一ですので、一括してご説明いたします。

9番、10番の譲受人は、農地約393アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、譲受人は、農地約52アールを耕作する農地所有適格法人でございます。

	<p>この度、既に借受けていた申請地の所有権を取得し、自作地として農業に精進するとしています。</p> <p>12番、譲受人は、農地約89アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を借受けて、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>13番は、新規農業の案件です。</p> <p>14番、譲受人は、農地約72アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>15番、譲受人は、農地約144アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>16番、17番は、譲受人が同一ですので、一括して御説明いたします。</p> <p>16番、17番の譲受人は、農地約146アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>18番、譲受人は、農地約146アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>新規農業の案件は3件で、2番、8番、13番であります。</p> <p>2番は、所在地が小野地区でありますので和田委員から説明をお願いします。</p>
和田淳一委員	<p>それでは説明させていただきます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、小野地区にお住まいでのこの度、同地区内の自宅に近い本申請地を親族から譲り受け新規に農業経営を始めようとするものでございます。</p> <p>地区審査におきまして、色々お話を聞きしましたところ、まだ若い方ではありましたが、誠に真面目そうな方で農業に対する意欲も十分感じられ、地域の担い手として今後の活躍も期待できると思いましたことから、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	8番は、所在地が新浜地区でありますので森委員から説明をお願いします。

	<p>森一成委員 それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、新浜地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業経験が十分にあり、地元の協力も得られるということです。農業に対する意欲も見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>13番は、所在地が潮見地区でありますので宮内推進委員から説明をお願いします。</p> <p>宮内光樹推進委員 それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、潮見地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>申請人は、JA職員であり、今後は祖父とJAの指導を受けて農業に従事するということで、農業に対する意欲も見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>寺井克之会長 それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>山岡美明副主幹 それでは、御説明いたします。</p>

	<p>庫を保有していないため、本申請地を転用し利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>また、本申請地には既に農業用倉庫が建築されています。本件受人が利用しており、改めて違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、雄郡地区に本社を構え、障がい福祉関連の事業を行う法人です。障がい者の生活から就労までをサポートするため、菌床椎茸栽培施設を開設し、就労継続支援の一部として利用したいと申請に及んだものです。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。</p> <p>3番、本件受人は、味生地区に本社を構え、土木建築業などを営む法人です。仮設足場工事の分野において、順調に業績を伸ばしており、機材の追加購入が必要となりました。そこで、既存の露天資材置場に隣接する本申請地を転用し、露天資材置場を拡張したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>また申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でもありますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>4番、本件受人は、石井地区に本社を構え、医療施設、医療設備の保守管理等を行う法人です。現在、月極駐車場を借りて、営業車両や通勤用車両を駐車していますが、土地所有者から解約の申し入れがありました。そこで、早急に代替地が必要であるため、本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>また申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でもありますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>また、本申請地の隣接地は、申請者の妻の実家ですが、申請地の一部を、許可を</p>
--	--

	<p>得ることなく、進入路として利用しており、改めて違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。2番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で、所在地が久米地区でありますので、戒能豊和委員から説明をお願いします。</p>
戒能豊和委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、訪問看護事業やグループホームの運営等、障がい福祉関連の事業を行う法人です。障がいのある方の生活から就労までをサポートするため、本申請地に菌床椎茸栽培施設を設置したいと申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に3番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で、所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。</p>
藤岡正勝委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は久谷地区にて、主に土木工事業や建設工事業を行う法人です。足場機材の需要拡大のため、機材の追加購入の必要があることから、本申請地を露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置や、地元住民への配慮も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に4番の案件は、1,000 平方メートルを超える案件で、所在地が余土地区であ</p>

	りますので、池田功委員から説明をお願いします。
池 田 功 委 員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、主に医療施設の保守管理を行う法人です。</p> <p>現在利用している駐車場の所有者から、立ち退きの要請があり、本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>地元土地改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願ひいたします。</p>
寺 井 克 之 会 長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺 井 克 之 会 長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第 6 号を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
越 智 徹 主 査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。</p> <p>まず、11 ページからの権利設定に関するものが 9 件、次に 14 ページの所有権移転に関するものが 2 件ございます。</p> <p>11 ページ 1 番の譲受人は 44 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>2 番の譲受人は約 646 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>3 番、12 ページ 4 番の譲受人は、164 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸</p>

	<p>借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>5番の譲受人は、133アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>6番の譲受人は、713アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>7番の譲受人は、188アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>8番、13ページ9番の譲受人は、818アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。14ページからは所有権移転になります。</p> <p>10番の譲受人は約223アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>11番の譲受人は約224アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>賃借権等の権利の開始は令和8年1月1日の予定です。また、所有権移転の移転時期は令和7年12月26日の予定です。</p> <p>所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようになっております。御審議のほどよろしくお願いします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第7号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

越智徹主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1、2、3の相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

	<p>理されている農地でした。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することいたします。</p> <p>次に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和7年9月27日～令和7年10月26日までに、専決処理した案件は18件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっていましたので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域に編入もしくは除外してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番の申出者は、廃棄物の収集、運搬、処分事業等を行う法人で、申出地の隣接地で食品リサイクル堆肥工場を運営しています。当該工場では、小中学校や中央卸売市場、大手スーパー等の食品残渣を受け入れて堆肥化し、利活用しています。この度、既存プラントの一部が老朽化し、工場を稼働させながら建替を行う必要があることから、敷地を拡張し、新たな工場を建設したいと農用地区域からの除外を申し出たもので、建築や廃棄物の関係各課とも協議を進めています。</p> <p>また、除外された場合の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第11条で定める公告がなされた時点で、食品リサイクル堆肥工場の建設を目的とする農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査がなされることになります。</p> <p>2番は、中山間地域等直接支払制度を活用するにあたり、要件である農用地区域内農地への編入が必要であることから、編入してほしい旨の申出があつたものです。</p> <p>本件、各申出地の農用地区域への編入もしくは除外に係る計画変更は妥当と思われますが、本総会にて意見の決定をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>これにて、本日の提出議案10件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>

越智徹主査	<p>私から、その他事案がございます。</p> <p>御手元に互助会及び協議会の会則をお配りしておりますのでご覧ください。これまで各会の事務処理においては、適切な処理をさせていただいておりましたが、明文化されておりませんでした。そこで、今回、互助会会則 第13条第3項で「その他、松山市の会計基準に準じて、事務処理を行う。」と条文を追加しております。また協議会会則につきましても同様に第21条に追加し、その後の条文については条番号をずらす修正をしております。この後は、連絡事項でございます。</p> <p>最初に、委員の皆様の年末調整について、御連絡いたします。</p> <p>御手元に、封筒でお配りしておりますので、御手数ですが、内容を御確認いただけたらと思います。御提出が必要と記載のある方は、必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒にて、農業委員会事務局まで、御提出をお願いいたします。提出期限は11月21日必着でお願いいたします。</p> <p>次に、改選についてです。令和8年4月に募集を行う予定ですので、地元の調整をよろしくお願ひいたします。また、自民党総裁も女性なりましたので、調整の中で女性農業委員の選任も検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、次回の総会の日程です。通常総会となります第268回総会は、令和7年12月10日 水曜日 午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>連絡事項は以上です。</p> <p>以上をもちまして、本日の第267回総会を閉会します。</p>
渡部純三局長	御起立を願います。礼。

午前10時54分閉会